



こども・子育て
世帯を応援！



児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
給付の拡充には、令和8年度から始まる
子ども・子育て支援金が充てられます。

拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
※ 令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
※ 令和7年度から実施

育児期間中の 国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
※ 令和8年10月分から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。
※ 令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
※ 令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間/月の利用が可能です。
※ 令和8年度より全国実施

令和8年度から、子ども子育て支援金の保険料徴収が始まります

徴収開始時期は令和8年4月分(5月27日引落とし)からです。

- ※ 医療保険料とあわせて徴収します。
- ※ 医療保険料、後期高齢者支援金、介護保険料は令和7年度と同額です。

子ども・子育て支援金に係る保険料は組合員、家族 共に月額1,000円になります。

※ ただし、家族のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者については、徴収しません。

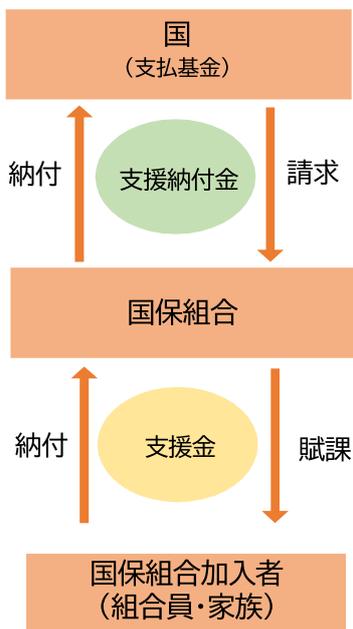
もっと知りたい!

子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って?

A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出した
だき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや
子育て世帯を社会全体で支える制度です。

支援金の徴収の流れ



国保組合は、国に代わって子ども・子育て支援金を代
行徴収する位置づけとなります。

よって子ども子育て支援金は、医療保険料等とは完全
に分けられており、徴収した支援金は保険給付や保健事
業等には、一切使用されません。

Q なぜ独身や高齢者も支払うの?

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手
となることから、こどもの育ちを支える支援金制度
は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢
者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全
体で支える仕組みとしています。

Q どうして「支援金制度」が必要なの?

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることか
ら、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プ
ラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なるこども
子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援
金制度はこれを支える財源の一部です。



こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金
制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て
支援金制度」について」

